

新宿区立天神小学校保護者と先生の会（PTA）規約

第1章 名称

第1条 本会は、天神小学校保護者と先生の会（PTA）と称する。

第2章 目的および活動

第2条 本会は、会員が相互に協力して、学校、家庭および社会における児童の教育を向上させ、その福祉を増進することを目的とする。

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の活動をする。

1. 学校、家庭、社会の緊密な連絡によって、児童の生活の充実と向上をはかる。
2. 会員相互の教養と親睦をはかる。
3. 本会が PTA 活動の為に必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については（個人情報取り扱い規則）定め、適切に運用するものとする。

第3章 方針

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針によって活動する。

1. 児童の教育ならびに福祉の為に活動する他の団体および機関と協力する。
2. 特別な政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
3. 本会または本会の役員の名で講師の選挙の候補者を推薦しない。

第4章 会員

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

1. 児童の父母またはこれに代わる者。
2. 天神小学校に在職する教職員。

第6条 本会の会員は、平等の権利と義務を有する。

第5章 会計

第7条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってこれに充てる。

第8条 会費は、会員一世帯につき、総会で定める額を納入する。

第9条 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第10条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第11条 本会の会計監査は、総会で選出された2名以上の監査委員によって行われる。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第13条 本会に下記の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名以上

副会長の中から、会長補佐、大久保育成担当、書記、会計を1名以上適宜選出する。

第14条 役員の選出は次のとおりにする。

役員は全会員による信任投票によって承認を得る。

第15条 役員の任務および任期。

1. 会長は、会の代表となり会務を統括し、総会、運営委員会を招集する。又、必要に応じ運営委員会に諮り顧問、参与を置くことができる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の代理となる。
3. 役員の任期は、1ヵ年とする。但し、再任を妨げない。

第7章 会議

第16条 本会は、下記の会議を行う。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 部会・総会

第17条 総会は、定期総会と臨時総会の2つとし、本会の最高議決機関とする。

1. 定期総会は、年度初めに開き次の事項を行う。
 - (1) 事業報告、決算報告の承認
 - (2) 事業計画案、予算案の審議ならびに承認
 - (3) その他、重要事項の審議および承認
2. 臨時総会は、会長または運営委員会が必要と認めた時、もしくは会員の5分の1以上の要求があった時に開かれる。

3. 総会は、会員の 5 分の 1 以上出席がなければ成立しない。

但し、緊急事態宣言などの発動状況下で休校等を余儀なくされ集会が不可能、または不適當な場合は、web サイトやメール、情報通信アプリケーションなどを用い、オンラインにて代替開催することを可能とする。

4. 総会での審議事項は、委任状を含み、全会員の過半数相当の賛成をもって承認とみなす。

第 18 条 運営委員会は本会の役員、学級代表部の全員、広報部、校外部の部長、副部長部員、校長、副校長をもって構成し定期的に会合をもち次のことを行う。

1. 総会の議決に基づいて本会を運営する。

2. 総会に提出する議案を調整する。

3. 各部、委員会、各班の報告、連絡をはかり、各部、委員会より提出された議案を審議検討し、処理する。

4. 総会にかかわる議決機関として、予算の更正、緊急事項の処理をする。但し、この場合は 2 分 1 以上出席と過半数の同意がなければならない。

第 19 条 委員会は必要な場合、臨時にこれを開き、会議の打ち合わせをする。校長、副校長も参加する。

第 8 章

第 20 条 本会の活動に必要な部、委員会を設ける。

(1) 学級代表部 (2) 広報部 (3) 校外部 (4) イベント実行委員会

学級代表部、広報部、校外部は、各学級において各部 1 名以上選出され、教員若干名を持って構成する。

各部部長 1 名、副部長 1～2 名を置く。

部長は、部会を招集し、その司会をする。

第9章 附則

第21条 学校長は、児童教育の目的を達成するために、また学校管理の立場より、本会に建議をなし、かつ本会を正しく発展させる任にあたる。

第22条 本会の規約施行に関して運営委員会は別に細則を定めることができる。

第23条 本規約の改訂および改正は総会の議決により執行するものとする。

昭和48年4月27日		実施
平成8年3月1日		改訂
平成9年5月1日		改訂
平成11年4月27日	第7章、第8章	改訂
平成12年4月27日	第8章	改訂
平成15年6月10日	第8章	改訂
平成18年2月8日	第8章	改訂
平成19年2月14日	第20章	改訂
平成20年2月4日	第20章	改訂
平成21年3月4日	第5.7.8.9章	改訂
平成22年1月15日	第13.14.15.18.19.20章	改訂
平成22年4月22日	第14.17章	改訂
平成28年5月13日	第7.8章	改訂
令和元年5月24日	第6.7章	改訂
令和3年5月14日	第5.7章	改訂

新宿区立天神小学校 PTA 運営細則

第1章 役員、会計監査の選出および就任

第2章

- 第1条 会長、副会長および会計監査の選出を公明かつ円滑に行うため選考委員会を設ける。
- 第2条 選考委員は学級代表部、教員の中より1名を持って構成する。
(現役員が補助をする)
- 第3条 役員の候補者は下記のとおりにする。
1. 役員の推薦によるもの。
 2. 会員の推薦により、選考員会に届出されたもの。
- 第4条 選考委員であっても、役員の候補者になることができる。
- 第5条 選考委員会は、第3条について選考をし、候補者本人の同意を得るための交渉をする。
- 第6条 年度ごとの状況により、役員の人数を増減することができる。
- 第7条 選考委員会は、候補者本人の同意を得たものを最終候補とし、信任投票の5日前までに候補者の氏名、PTAにおける経歴を全会員に知らせる。なお、選考委員会は、役員および会計監査の選出に関するその他一切の事務を取り扱う。
- 第8条 役員および会計監査の候補者は会員による信任投票で承認を得て選出される。
- 第9条 役員および会計監査の就任は、年度初めの定期総会の日とし、任期は1ヵ年とする。会長に事故が生じた場合は、副会長の中から運営委員会において1名を選出する。任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 臨時委員会

- 第10条 必要に応じ、運営委員会は臨時委員会を設けることができる。
- 第11条 臨時委員会の委員は、会長が運営委員会にはかり委嘱する。
- 第12条 臨時委員会は、委員の互選により、委員長、副委員長を選出し、委員長は委員会を招集し、その司会をする。
- 第13条 臨時委員会は、その任務を終えたとともに解散する。

第4章 会費

第14条 会費は一世帯につき3,000円とし、総会後一括納入する。

但し、事情により会費を分納または減免することができる。

第15条 転入については、1学期1,000円・2学期1,000円・3学期1,000円とし、学期在籍の有無により算出した金額を納入する。

また転出については、在籍半年未満の場合に限り、学期在籍の有無により算出した金額を直ちに返納する。

第5章 慶弔に関する規定

第16条 この規定は、会員およびその家族を対象とする。

第17条 本校役員の離任および教職員の転退職の場合は、記念品を贈る。

第18条 本校教職員が結婚した場合は、祝儀として3,000円を贈る。

第19条 一般会員および教職員の凶事の場合は、下記によって弔意を表す。

1. 本校児童の父母もしくはこれに関わるものが死亡した場合は、香典として3,000円を贈る。
2. 本校児童が死亡した場合は、香典として3,000円贈る。
3. 教職員が死亡した場合は、香典として10,000円贈る。
4. 教職員の配偶者その子女および実養父母が死亡した場合は、香典として3,000円贈る。

第20条 この規定によりがたい事情がある場合は、運営委員会の議決により執行する。

附則

第 21 条 運営細則の改正および改訂は運営委員会の議決により執行する。

第 5 章 個人情報取り扱い規則

第 22 条 この情報取り扱い方法は、本会が保有する個人情報の適切な取扱いを定めることにより、個人情報保護に関する法令などを厳守するとともに、PTA 活動において個人情報を保護することを目的とする。

- (1) 保護者の氏名、電話番号、電子メールアドレス
- (2) 児童の氏名、学年、学級

(利用目的)

- (1) PTA 会員名簿の作成と会員への配布
- (2) 連絡網の作成と会員への配布
- (3) 行事の案内、その他の文書の送付

昭和 48 年 4 月 27 日	実施	
平成 8 年 3 月 1 日		改訂
平成 8 年 12 月 5 日	第 1 章	改訂
平成 9 年 1 月 13 日	第 3.4 章	改訂
平成 9 年 5 月 1 日	第 1 章	改訂
平成 11 年 3 月 16 日	第 3 章	改訂
平成 14 年 2 月 13 日	第 3 章	改訂
平成 15 年 6 月 10 日	第 3 章	改訂
平成 19 年 4 月 19 日	第 1 章	改訂
平成 21 年 3 月 4 日	第 1 章	改訂
平成 22 年 4 月 22 日	第 6.7 章	改訂
平成 27 年 5 月 15 日	第 1 章	改訂
平成 29 年 5 月 12 日	第 5 章	改訂
令和 3 年度 5 月 14 日	第 3 章	改訂
令和 4 年度 5 月 12 日	第 3 章	改訂